

ID: 11

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	印鑑の登録		
例規名 根拠条項	八頭町認可地縁団体印鑑条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (登録の実施)</p> <p>第4条 町長は、前条に規定する者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第21条第2項に基づき作成された台帳(以下「地縁団体登録台帳」という。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査した上、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第5条の規定による。 (印鑑の登録)</p> <p>第2条 認可地縁団体印鑑の登録は、認可地縁団体の代表者及び所定の手続により選任された次に掲げる者(以下「代表者等」という。)が受けることができる。</p> <p>(1) 職務代行者(裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。)</p> <p>(2) 法第260条の9に規定する仮代表者</p> <p>(3) 法第260条の10に規定する特別代理人</p> <p>(4) 法第260条の24又は第260条の25に規定する清算人</p> <p>2 登録できる認可地縁団体印鑑の数量は、1個に限るものとする。</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの</p> <p>(2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの</p> <p>(3) 印影を鮮明に表しにくいもの</p> <p>(4) その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日